

A: 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	グリーンプラス株式会社(グリーンプラスカブシキガイシャ)		
住所	東京都千代田区神田神保町 1-7 日本文芸社ビル 9F		
代表者氏名	飯田泰介	担当者氏名	松本哲弥
担当者所属	クレジット開発事業部	担当者役職	
担当者 E-mail	t.matsumoto@green-plus.co.jp	担当者電話番号	03-5720-5599
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括(申請書・モニタリングプラン・モニタリング報告書の作成、申請・登録・発行費用負担、発行後クレジットの販売など)		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	大館北秋田森林組合(オオダテキタアキタシンリンクミアイ)		
住所	北秋田市脇神字佐助岱27番地2		
代表者氏名	大越 勝男	担当者氏名	柏木 浩
担当者所属	森林整備課	担当者役職	環境対策室長代理
担当者 E-mail	kashiwagi-h@kitaakita.or.jp	担当者電話番号	0186-62-1664
プロジェクトでの役割	森林施業実施受託、モニタリング実施		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	仏社三部落(上・下・杉花)		
住所	北秋田郡上小阿仁村仏社字伊勢堂下20		
代表者氏名	大沢 裕昭	担当者氏名	大沢 裕昭
担当者所属		担当者役職	会長
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割	森林所有、森林施業実施委託		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	五反沢連合部落		
住所	北秋田郡上小阿仁村五反沢字五反沢21-2		
代表者氏名	小林 宏	担当者氏名	小林 宏
担当者所属		担当者役職	会長
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割	森林所有者、森林施業実施委託		
プロジェクト参加者 ※3,4			

事業者名(フリガナ)	上小阿仁村(カミコアニムラ)		
住所	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 118		
代表者氏名	中田 吉穂	担当者氏名	中田 吉穂
担当者所属		担当者役職	村長
担当者 E-mail		担当者電話番号	0186-77-2224
プロジェクトでの役割	森林所有者		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	グリーンプラス株式会社(グリーンプラスカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット(J-VER)口座番号 ※6	JP-100-20000-00001-00048-00		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: グリーンプラス株式会社		

<p>ダブルカウントの 防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※ 第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	---

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: http://green-plus.co.jp/doublecount.html</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 <input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 <input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____ <input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____ <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

B: プロジェクト活動の概要①	
B.1	項目

プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 本プロジェクトは、森林施業計画に基づいた、適切な間伐の実施による対象森林の健全性を確保するとともに、CO2 吸収量の維持・増加を目的としている。</p> <p>【内容】 J-VER クレジット発行による追加的資金により、持続可能な森林経営を実現し、それに伴う新規雇用の創出や低炭素化社会実現の一助とする。また、本プロジェクトは北秋田地域振興事業の一角に位置づけられ、秋田県では初となる本 J-VER プロジェクト対象地を使用し、J-VER 制度の更なる普及や周辺地域の経済活性化など、多面的な効果を発揮することを狙いとし、北秋田市、グリーンプラス(株)、内陸縦貫鉄道株式会社などの協働による地域振興型間伐ツアー企画も本プロジェクトと連動して進められている。すでに 2010 年はクレジット購入企業様・購入検討者様など 3 回の森林体験ツアーをご提供し、延べ人数で 100 名を超える来訪者がこの山村へと足を運び、森林に親しむほか飲食宿泊など経済効果をもたらした。プロジェクト参加者だけにとどまらず、大きな意味でステイクホルダーともいえる上小阿仁村民へのベネフィットシェアも目的としている。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>【森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)】 プロジェクト実施地域である秋田県上小阿仁村は、秋田県のほぼ中央、北秋田郡の西南部に位置する南北に長い山あいの村である。人口は 2,918 (平成 21 年 12 月現在)、北部は平地で南部は山林が多く、総土地面積 25,682ha の 92.8%が山林原野で占められ、うち 67.5% (17,337ha) が国有林、25.3% (6,491ha) が民有林となっている。民有林のうち、総土地面積の 8.3%が公有林、約 17%の 4,392ha が私有林である。総土地面積の 92.8%という森林比率をみてもわかるように、かつては天然秋田杉を主とした林業で栄えた地域であり林業従事者も 1000 人を超え、森林資源が村の経済を大きく支えていたが、現在では天然秋田杉は枯渇寸前となりポスト天然秋田杉とされる戦後植栽の人工林でさえも、林業経営における採算性等の問題から、森林は荒廃し危機的な状況に置かれている。</p>

上小阿仁村森林の概要				平成 19 年 4 月 1 日現在
	内訳	面積 (ha)	備考	
①	総土地面積	25,682		
②	総森林面積	23,828	総土地面積の 92.8%	
③	うち国有林面積	17,337	" 67.5%	総森林面積の 72.8%
④	うち民有林面積	6,491	" 25.3%	" 27.2%
⑤	民有林のうち公有林	2,120	" 8.3%	" 8.9%
			人口林比率:約 76%	樹種:スギ、カラマツ、その他マツ類
			天然林比率:約 22%	樹種:ブナ、ナラ、クリ、その他広葉樹
⑥	民有林のうち私有林	4,392	総土地面積の 17%	総森林面積の 18%

上小阿仁村の民有林のうち、約 67%(4392ha)が部落・個人所有による私有林である。主な樹種は、人工林においてはスギ、アカマツなどの針葉樹、天然林においてはコナラ、クリなどの広葉樹が占める。人工林面積は 2,993ha、人工林率は約 68%と高い数値になっており、適切な森林整備が必要とされている。

上小阿仁村私有林の齢級別面積・蓄積							単位(面積:ha 材積:m ³)	
分 齢級	区	人工林	天然林	樹種		計		
				人工林	天然林			
1	面積	8.58	2.09	スギ	広葉樹	10.67		
	蓄積							
2	面積	28.21	9.23	スギ 広葉樹	広葉樹	37.44		
	蓄積	13	158			171		
3	面積	154.00	34.92	スギ・カラマツ 広葉樹	広葉樹	188.92		
	蓄積	3,642	1,390			5,032		
4	面積	71.17	74.34	スギ 広葉樹	広葉樹	145.51		
	蓄積	5,086	4,651			9,737		
5	面積	101.91	14.14	スギ	広葉樹	116.05		
	蓄積	15,095	1,258			16,353		
6	面積	293.02	36.83	スギ 広葉樹	広葉樹	329.85		
	蓄積	55,435	3,979			59,414		
7	面積	436.58	34.54	スギ	広葉樹	471.12		
	蓄積	99,166	4,096			103,262		
8	面積	613.16	78.40	スギ・カラマツ 広葉樹	広葉樹	691.56		
	蓄積	167,788	10,278			178,066		
9	面積	327.80	191.48	スギ・カラマツ 広葉樹など	広葉樹	519.28		
	蓄積	101,780	26,021			127,801		
10	面積	542.90	342.84	スギ・カラマツ 広葉樹など	広葉樹	885.74		
	蓄積	186,360	47,596			233,956		
11~	面積	416.18	579.75	スギ・カラマツ 広葉樹など	広葉樹	995.93		
	蓄積	165,440	83,152			248,592		
総数	面積	2,993.51	1,398.56	スギ・カラマツ 広葉樹など	広葉樹	4392.07		
	蓄積	799,805	182,579			982,384		

本プロジェクト対象林の現況を以下にまとめる。

今回のプロジェクトは仏社地区と五反沢地区における2つの森林施業計画(合計約360ha)を用いて、上下杉花部落、五反沢連合部落所有の人工林(スギ)約41haの間伐地を対象として行われる。対象林の割合は施業計画の約11%程度となっており、間伐率20%~30%の間伐を基本に約5年周期で適切に実施し、林業の活性化や雇用の創出、森林の健全性を確保することを目的とする。

上小阿仁村仏社国見沢地区 (年齢別)					上小阿仁村五反沢国見沢地区 (年齢別)				
項目	年齢	面積	蓄積	樹種	項目	年齢	面積	蓄積	樹種
人工林	～10				人工林	～10	11.69		
	～20	0.38	7	スギ		～20	37.01	1,302	スギ
	～30	24.57	3,936	スギ		～30	17.49	2,638	スギ
	～40	32.45	9,674	スギ		～40	3.93	1,230	スギ
	～50					～50	44.17	15,421	スギ
	～60					～60	17.10	8,090	スギ
	～70					～70			
	～80					～80			
	合計		81.26	17,054			合計		279.12
天然林	～10				天然林	～10			
	～20					～20	2.15	134	ザツ
	～30					～30	4.15	429	ザツ
	～40					～40			
	～50	16.76	2,307	ザツ		～50	70.53	9,752	ザツ
	～60					～60	53.03	7,532	ザツ
	～70	2.48	367	ザツ		～70	10.12	1,498	ザツ
	～80	4.62	733	ザツ		～80			
	合計					合計			

間伐対象林			
	面積(ha)	蓄積(m ³)	樹種
仏社地区	16.63	4,281	スギ
五反沢地区	24.39	8,691	スギ
計	41.02	12,972	スギ

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

【間伐間隔】
約 5 年周期

【定量間伐か、定性間伐か】
定性間伐

【間伐率】
施業計画にもとづいて材積率 20%から 30%。一部の地域では事業指定により強度の間伐(50%)を実施するが、針広更新の目的であり、主伐ではない。補助金交付では 24%以上となっている。

【手段】
2007 年 10 月から 2012 年 10 月の期間において、約 41ha を対象として定性間伐を実施する。水土保持林については、水源涵養機能又は山地災害防止機能を高度に発揮させるため、下層植生の維持増進を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し、根茎の発達を確保するなど、計画的かつ合理的な施業の

	<p>実施を行うものとする。間伐は開始林齢を 21 年、20%～30%の間伐を基本に約 5 年周期で行い、保育施業(下刈り、除伐、枝打ち)等も施業計画に沿って適切に実施していく。伐採はスギ 60 年生で皆伐を基本とし、主伐後は適切に再造林される。追加されたモニタリングポイントD-1 は、補助事業である流域育成林整備事業内の人工林整理伐事業の指定により強度の間伐(50%)を実施するが、これは広葉樹への入れ替えを目的としたもので、収穫のための主伐ではない。</p> <p>また今回の間伐対象地には該当しないが、施業計画内の資源の循環利用林については、水土保持林同様、保育施業を適切に実施し、20%～30%との間伐率、約 5 年周期の間伐を実施していく計画である。伐採はスギ 50 年生で皆伐を基本とし、造林方法は人口造林とする。主伐については、始期の林齢が標準伐期齢(50 年)を超えるものについては、当森林施業の計画期間内に伐採しない場合は、次分期以降に経済動向を踏まえて伐採し、持続的な木材供給を目指すものとする。</p>																																																		
B.2 採用 技術	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 緯度経度測定器については、県から借りるか、購入を検討中。</p> <table border="1" data-bbox="252 683 1267 1016"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポケットコンパス</td> <td>牛方商会</td> <td>5 年</td> <td>H20/4</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>TRU PULSE 200</td> <td>レーザーテクノロジー社</td> <td>5 年</td> <td>H21/4</td> <td>樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>輪尺</td> <td>牛方商会</td> <td>-</td> <td>H17/4</td> <td>胸高直径測定機</td> </tr> <tr> <td>樹海</td> <td>東光産業株式会社</td> <td>-</td> <td>H17/4</td> <td>測量システムソフト</td> </tr> <tr> <td>チェーンソー</td> <td>個人購入の為特定不可</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>MST-1100</td> <td>コマツ</td> <td>-</td> <td>H13/7</td> <td>キャリア</td> </tr> <tr> <td>PC-78US-</td> <td>コマツ</td> <td>-</td> <td>H13/7</td> <td>グラップル</td> </tr> <tr> <td>PC-138US 8</td> <td>コマツ</td> <td>-</td> <td>H20/1</td> <td>ハーベスタ</td> </tr> <tr> <td>OREGON450</td> <td>GARMIN</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>緯度経度測定機</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー	耐用年数	導入時期	備考	ポケットコンパス	牛方商会	5 年	H20/4	面積測量機	TRU PULSE 200	レーザーテクノロジー社	5 年	H21/4	樹高測定器	輪尺	牛方商会	-	H17/4	胸高直径測定機	樹海	東光産業株式会社	-	H17/4	測量システムソフト	チェーンソー	個人購入の為特定不可	-	-	-	MST-1100	コマツ	-	H13/7	キャリア	PC-78US-	コマツ	-	H13/7	グラップル	PC-138US 8	コマツ	-	H20/1	ハーベスタ	OREGON450	GARMIN	-	-	緯度経度測定機
機器名	メーカー	耐用年数	導入時期	備考																																															
ポケットコンパス	牛方商会	5 年	H20/4	面積測量機																																															
TRU PULSE 200	レーザーテクノロジー社	5 年	H21/4	樹高測定器																																															
輪尺	牛方商会	-	H17/4	胸高直径測定機																																															
樹海	東光産業株式会社	-	H17/4	測量システムソフト																																															
チェーンソー	個人購入の為特定不可	-	-	-																																															
MST-1100	コマツ	-	H13/7	キャリア																																															
PC-78US-	コマツ	-	H13/7	グラップル																																															
PC-138US 8	コマツ	-	H20/1	ハーベスタ																																															
OREGON450	GARMIN	-	-	緯度経度測定機																																															
B.3 実施 事業 口 所名	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>大館北秋田森林組合 組合所在地:北秋田市脇神字佐助岱 27 番地 2</p>																																																		

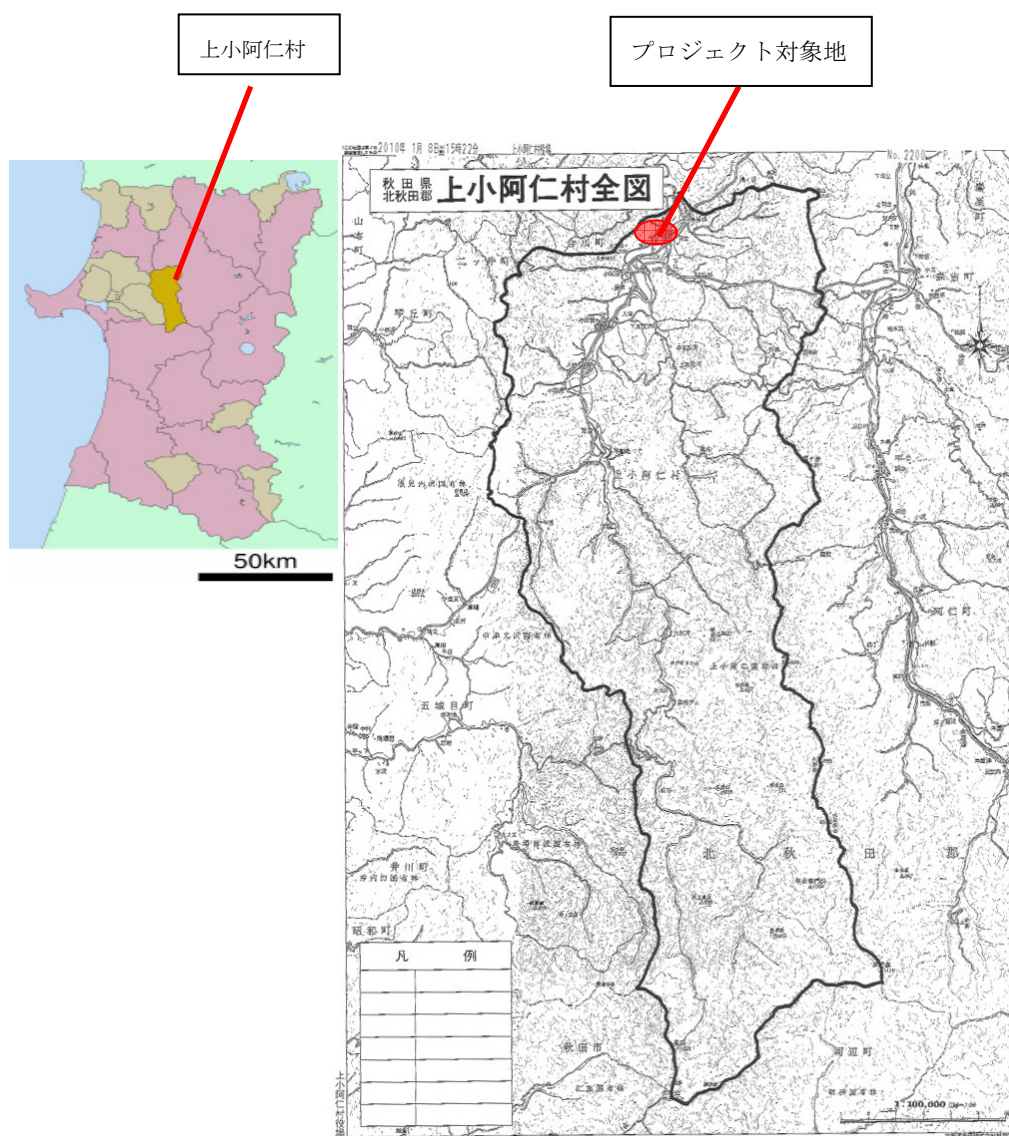
ジ エ ク ト 実 施 場 所	住所	事業の実施場所の住所・林班・小班・モニタリングポイント番号・面積の整合表				
		住所	林班	小班	モニタリングポイント番号	面積 (ha)
		上小阿仁村仏社国見沢 128-2	16	32	A-1	0.20
		上小阿仁村仏社国見沢 128-2	16	33	A-2~4	13.54
		上小阿仁村仏社国見沢 156	17	15	B-1	0.87
		上小阿仁村仏社国見沢 156	17	16	B-2	2.02
		上小阿仁村五反沢国見沢 89-8	22	56	C-1~3	10.35
		上小阿仁村五反沢国見沢 154	22	72	C-4	0.12
		上小阿仁村五反沢国見沢 153	22	73	C-5	0.05
		上小阿仁村五反沢国見沢 149	22	74	C-6	0.16
		上小阿仁村五反沢国見沢 148	22	75	C-7	0.05
		上小阿仁村五反沢国見沢 144	22	76	C-8	0.10
		上小阿仁村五反沢国見沢 147	22	77	C-9	0.15
		上小阿仁村五反沢国見沢 157	22	78	C-10	0.12
		上小阿仁村五反沢国見沢 137	22	79	C-11	0.15
上小阿仁村五反沢タタラ沢 38-3	26	14	D-1~2	13.14		

概要

秋田県上小阿仁村は、秋田県のほぼ中央、北秋田郡の西南部に位置する南北に長い山あいの村である。人口は2,918（平成21年12月現在）、北部は平地で南部は山林が多く、総面積25,682haの92.8%が山林原野で占められ、うち67.5%が国有林、25.3%が民有林となっている。太平山に源を発する小阿仁川が村の中央を流れ、途中、五反沢川、仏社川などの支流を合わせて米代川へと流れこむ自然豊かな村である。徳川時代には、田中、山田両肝煎りの治めるところとなり、藩の方針として「秋田杉」を育成し、「阿仁鉾山」の御用木（杭木）の産地として珍重された。

しかし現在では、秋田県の市町村の中で最も人口が少なく、最も高齢化・過疎化・空洞化が進んでいる地域であり、限界集落※と呼ばれている村の一つでもある。

※中山間地や離島を中心に、過疎化などで人口の50%以上が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指す。このような状態となった集落では、自治、生活道路の管理など、共同体としての機能が急速に衰えてしまい、やがて消滅に向かうとされている。共同体として生きてゆくための「限界」として表現されている。



B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間	2007年 10月10日 ~2013年 3月31日 (5年 5ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※1	2008年 4月1日 ~2013年 3月31日						
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	120	191	292	286	278	1167
B.7 モニタリング報 告の頻度	年1回予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	<input checked="" type="checkbox"/> 受給している / <input type="checkbox"/> 申請中 / <input type="checkbox"/> 検討中 / <input type="checkbox"/> 受給しない					
	補助事業名称	仏社地区:森林環境保全整備事業費補助金 流域育成林整備事業 五反沢地区:森林環境保全整備事業費補助金 流域育成林整備事業					
	補助金額 (申請額含む)	仏社地区:16,258,763円 五反沢地区:5,657,306円					
	補助対象年月日	仏社地区:平成20年4月1日 ~ 平成21年3月31日 五反沢地区:平成22年4月1日 ~ 平成23年3月31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	仏社地区:補助金交付申請書、補助金交付決定通知書 五反沢地区:補助金交付申請書、補助金交付決定通知書					
B.9 他制度への申 請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	制度名 (有の場合のみ)						
備考	<p>①プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する 森林火災、気象災害、害虫病の被害など。</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する 森林火災、気象災害、害虫病の被害を未然に防止するため、森林所有者からの情報提供、森林組合の定期的な巡視などを行い災害等の防止に努める。また、病害虫などが発生した場合、市役所等と連携をとりながら被害の拡大防止・駆除に努める。</p>						

C:適用方法論		
C.1 適用 方法 論	方法論番号	No. R001_ver.4.1
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
C.2 方法 論 の 適 格 性 基 準 と の 整 合 性	条件	説明 ※1
	C.2.1 条件 1	本プロジェクト対象地は森林施業計画対象の森林であり、また森林法第 5 条に定める森林である。
	C.2.2 条件 2	森林施業計画対象林の中で、施業計画期間 2007 年 10 月 10 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間に間伐が行われる林分を対象とする。 クレジット発行期間内に本プロジェクト対象地の土地転用はない。また施業計画期間内に主伐は計画されていない。森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地以外の土地についても同様である。 施業計画の期間については今後も延長し、2013 年 3 月 31 日までの期間を満たすものとする。
	C.2.3 条件 3	本プロジェクトの対象地は、全国森林計画に基づき、上小阿仁村森林整備計画に照合し、上小阿仁村長が認めた森林施業計画である。間伐方法及び間伐率についても森林施業計画に基づき実施している。 認定番号: 上森計 19-8 変 2-22 認定番号: 上森計 19-4 変 1-21

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	<table border="1"> <thead> <tr> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する										
	準拠の説明	説明																	
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない																			
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*																			
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する																			
C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	<table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタリングパラメータ</th> <th>モニタリングパターン</th> <th>選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動量</td> <td><input type="checkbox"/> 森林 GIS</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 実測</td> <td>正確性を見込めるため</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拡大係数</td> <td><input type="checkbox"/> 実測</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等</td> <td>汎用性が高い、京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収穫予想表</td> <td><input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)</td> <td>文献名: 秋田県民有林 スギ人工林収穫予想表等作成に関する基礎調査書 (昭和 55 年 3 月 秋田県林務部) 該当ページ: 157~163 ページ</td> </tr> </tbody> </table>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS		<input checked="" type="checkbox"/> 実測	正確性を見込めるため	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測		<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	汎用性が高い、京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用する。	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)		<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 秋田県民有林 スギ人工林収穫予想表等作成に関する基礎調査書 (昭和 55 年 3 月 秋田県林務部) 該当ページ: 157~163 ページ
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由																	
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 実測	正確性を見込めるため																	
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	汎用性が高い、京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用する。																	
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 秋田県民有林 スギ人工林収穫予想表等作成に関する基礎調査書 (昭和 55 年 3 月 秋田県林務部) 該当ページ: 157~163 ページ																	
C.4 プ	C.4.1 ベースラインシ	森林を適切な状態に保つために必要な間伐が 2007 年以降実施されていない状態。																	

プロジェクトが実施されなかった場合の状況(ベ	ナリオ (BLS)の 特定	データの信頼性・入手可能性	説明
		<input type="checkbox"/> 低い	
		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない	
	施業計画通りに実施しない可能性	説明	
		<input type="checkbox"/> 可能性がある	
		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
	転用の可能性	説明	
		<input type="checkbox"/> 可能性がある	
		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	

一 ス ラ イ ン シ ナ リ オ)	C.4.2BLS に関連した 温室効果 ガス排出 源・吸収源 の特定	温室効果ガス排出源・吸収源		説明	
		森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス	地下部バイオマス	
		上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし		
		リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。 また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。			
		リーケージの種類	説明		
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし		
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし		
		温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準		説明	
		<input type="checkbox"/> 使用			
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない			
C.5 排 出 量・ 吸 収	C.5.1 不確 かなデータ の使用	不確かなデータの使 用		説明	
		<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)		
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない			

量の 定 量 化	C.5.2 モニタ リング対象 とならない 排出源・吸 収源		
		モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明
		<input type="checkbox"/> 存在する	
		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
C.6 モ ニ タ リ ン グ プ ロ ッ ト の 設 置		当プロジェクトにおいて、地位を特定するためのモニタリングプロット(予定)を資料 3-3 に示す。各林班(スギ)それぞれに1箇所、生育状況が平均的で、林縁効果等の影響が少ない場所を選定することを基本とする。実際にモニタリングを実施する際には、実際の森林概況を踏まえモニタリングプロットの変更や追加を行う可能性がある。資料 3-3 参照	
C.7 備 考		より正確な数値を算出するために、16-33 林班は、モニタリングポイント A1~3 と三分割している。22-56 林班は、モニタリングポイント C1~3 と三分割している。26-14 林班は、モニタリングポイント D1~2 と二分割している。資料 3-3 参照	

D:その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>該当しない</th> <th>該当する*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>森林・林業基本法</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/>第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/>その他(具体的に:)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>森林法</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/>第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/>第 11 条森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/>第 25 条保安林</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/>第 4 条市町村の定める特定間伐等促進計画</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>種の保存法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鳥獣保護法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>騒音規制法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>景観法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>環境影響評価法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する*	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 25 条保安林	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 4 条市町村の定める特定間伐等促進計画	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		該当しない	該当する*																																						
1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)																																						
2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 25 条保安林																																						
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 4 条市町村の定める特定間伐等促進計画																																						
4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
D.2 ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>本プロジェクト対象地における森林所有者・森林管理費用負担者とは、本プロジェクト実施にあたって各部落ごとに全ての役員を対象に説明会を開き、土地転用、主伐後の適切な更新等についての合意書を頂いている。</p> <p>対象地以外の森林について、対象地と異なる森林所有者・森林管理費用負担者はいないため、取得した合意書によって対象地以外も同様に持続性は担保されている。</p> <p>また上小阿仁村・産業課からも本プロジェクトの合意の他、クレジット販売利益があった場合はこの権利を放棄し入会権者に還元する合意を書面で頂いている。</p>																																								
D.3 その他特記事項	<p>モニタリングポイントD-1~2は、施業計画の変更により、平成 23 年度に J-VER プロジェクトへの追加申請を行った。</p>																																								